

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷四十第

行發日一月一年一十正大

マルクス氏餘剩價值説の評論	法學博士 田島 錦治
我邦の所得税を論ず	法學博士 神戸 正雄
奴隸制と賃勞働制	法學博士 河上 肇
累進税の根據に就いて	法學博士 小川郷太郎
植民政策上より觀たる委任統治	法學博士 山本美越乃
小作制と小作法	法學博士 河田 嗣郎
社會の團結の減衰	文學士 高田 保馬
海運に於ける競争と獨占	法學士 小島昌太郎
舊尾張藩に於ける地割制度	農學士 奥 田 或
財産税と國富統計	法學士 汐見 三郎
開城簿記の起源に就て	法學士 大森 研造

## 財産税と國富統計

沙 見 三 郎

### 第一 緒 言

我國に財産税を設くべきか否かに關しては、種々の見地よりして賛否の論が闘はされてゐる。其賛成論も區々に分れてゐるが、特に注意を惹く議論は、財産税が國富統計に役立つと説くものである。財政學上種々の議論ある中に一際異れる此所説は充分研究する必要があらう。國富統計とは如何なるものか、國富統計の完成は財産税設定と如何なる關係ありや、是れ正に考究すべき好題目である。

國富統計は、其發達の跡をたづぬるに、頗る古いのである。其應用の範圍も種々の方面に及んでゐる、特に最近に至つては幾多の問題に應用せらるゝに至つた。獨逸の賠償金決定に際し、聯合國側も獨逸側も獨逸の國富を其算定の根據とし、軍備制限の聲高まるや、縮小論者擴張論者の何れもが日米兩國の國富統計比較に其議論の中心を置いてゐる。蓋し一國に存する人と、其人の所有する富力とは密接不離の關係を有し、何か重大問題が生ずると、人を對象とする人口統計と共に、物を對象とする國富統計に依頼せんとするからである。財政上に於ても、一國の租稅負擔

1) 神戸博士：稅制整理の主要問題に就きて（本誌第十二號第五號96-97頁）

力、起債力等の算定に當り、國富統計が直に引用せられる、當面の問題たる財産稅設定に關しても、其が課稅物件たる私有財産の内容を國富統計により豫め明かにする必要がある。

學者の中には、國富なる觀念を排して、國民所得を以て之に代へようとする人がある、果して眞か。國富統計は、統計として如何程の價値を有するだらうか。特に財産稅贊成の一理由として國富統計の完成を數へるのは妥當であらうか。説明の便宜上、先づ國富なる觀念を明にし、次に國富統計の調査方法に移り、最後に財産稅と國富統計との關係を説く事とする。

## 第二 國富の限定

國富 (Volkreichum) は、一名國民財産 (Volkvermögen) と呼び、「一國全體に屬する財産の總和」を指す。然るに問題となるのは、國富と國民所得との關係である。國民所得 (Volkseinkommen) とは、「一國全體に屬する所得の總和」即ち「一國が一定期間に獲得したる經濟財の總量」である。然らば、國富國民所得の何れを以て、一國の經濟力を判斷すべきか、茲に國富統計及び國民所得統計比較の問題が発生する事となる。

通説では、國富統計よりも國民所得統計を重んずべしと云ふ事になつてゐる、現に福田博士の如き明確に其所説を發表してゐられるのである。靜的の國富を去つて動的の國民所得に赴かんと

2) 高野博士: 國富統計に就て(統計集誌第四百三十一號1頁)  
3) 福田博士: 經濟統計講話(經濟學論叢342-346頁)

する此説は、確に眞理を含んでゐる、然し同一の國民所得にても、其背後に存する國民財産を異にする時は、自ら經濟力にも差異を生ぜざるを得ない、蓋し國民所得の確定の度に大小の差がある爲めである。國民所得に第一次的價値を附するは余も是認する所であるが、其論法を擴張して國富の價値を全然否定し去る事は賛成し難いのである、寧ろ國富には第二次的價値を附し、國民所得の足らざる所を補ひたいのである。

國富の表示に關し、二つの方法が存在してゐる、一は物の統計をとる見方にして、他は貨幣價値の統計によらんとするのである。

試に、國富の數量をQにて示し、Pを國富の平均物價指數とし、國富の貨幣價値をVにて現はすと、三者は

$$P \times Q = V$$

と云ふ關係に立つのである。P即ち貨幣の購買力は絶えず變動するを常とする、故に國富の實額たるQに變動なしとするも、Pが變化すれば、國富の貨幣價値Vにも自ら影響を生ずる譯である。貨幣價値Vの統計は、総合的で一目瞭然たる點に於て、かの雜然たる數量Qの統計より優つてゐるが、物價變動の折柄常に人爲的の誤謬の伴ふを免れないのである、此弊に顧み、或統計學者の如き、國富統計は物の統計即ちQの統計以外に算定方法無しと云つてゐる。然し斷片的の數量を

漫然羅列する事は、全く無意味であるから、是を經濟指數<sup>4)</sup>か何かに換算し綜合せねばならぬ、從つて人爲が附隨して來るのである。結局「價值の共通分母」たる貨幣に基き、統計を作製したると同じ事となるのである、而して此事たるや、程度<sup>4)</sup>の差こそあれ、國民所得統計に於ても免れ難き弱點である。國富統計國民所得統計なる觀念を全く否定すれば、問題はない、多少の價值を認むる以上は、貨幣價值の統計を主とするより外はない、要は其より生ずる弊害を改むる一方法として物の統計をも併用するのである。

次に國富の範圍に就て議論を進める。擴張説と限定説とに分れる。擴張説は、國富全體を洩れなく調べようとしてゐる、君主の所有に屬する富、國家其他の公共團體に屬するもの、私人の所有する財産凡てを包含せんとするが此説である。通常國富統計と稱し萬國國勢比較と云ふが如き其例である。國民所得にしても、同様に、單に私人の所得のみならず、官公有凡ての所得に及ばんとしてゐる。然し國富國民所得の全部を洩れなく捕捉する事は、其自身が困難なるのみならず更に貨幣に換算するに際し行詰まるのである。往々二重の誤謬に陥る虞がある。故に何等かの限界を施さねばならぬ。然らば國富を如何なる範圍に限定すべきか、皇室財産又は國有財産に限るべきか、或は私有財産に限局すべきかの問題を生ずる。現代文明國に於ては私有財産制確立し、財産所有營利收得の大部分は私人の手に行はれてゐるのである。例へば國勢院の統計によれば、

我國の國富總額中八六% (八百六十億圓の中七百三十八億圓) は私有に屬し、特に土地の如き九九% (三百二十億圓の中三百二十六億圓) 迄私人の有する所である。且つ國民經濟の特質たる流通經濟貨幣經濟は私人間に最も其特質を發揮してゐる、従つて國富、國民所得の中、私人に屬するものが最も算定に便利と云はねばならぬ。彼此考へ合はす時、一國の經濟力を測定する標準としては——重要な度からするも、又計算の難易よりするも——私人の富を國富の代表的且つ正確なるものとして算定し、他は之が附隨的のものとして考慮すべきである。<sup>6)</sup>

以上の如く、國富の範圍は私人の富を中心とし、且つ貨幣價值によつて此を表示せねばならぬ。方針を大體かく定め、調査方法に移る。

### 第三、國富統計の調査方法

國富統計の調査方法は、種々に分つ事が出来る。國富大體の趨勢を推定する方法として、貯蓄銀行の預金、保險會社の保險金等が擧げられてゐる。<sup>5)</sup> 然し此等の數字は間接に國富を反影するに止まり、統計としては極めて幼稚なる部類に屬する。

國富を直接に捕へようとする方法は、凡そ三種類存してゐる。物的方法、人的方法及び折衷方法が之である。<sup>6)</sup>

5) 國勢院：國富統計 (統計時報第一號 57頁)

6) Adolph Wagner: Zur Methode der Statistik des Volkseinkommens und Volksvermögens (Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistische Bureauaus 1904S.41)

7) Robert Giffen: Statistics p. 342-343

8) Handwörterbuch der Staatswissenschaften III 3.Auflage S.665-671

物的方法 (Die reale Methode) は、一名客觀的方法と呼び、各種の富につき研究するのである。人的方法 (Die personale Methode) は、或は主觀的方法と云はれ、國富を其所屬者につき調査するのである。

折衷的方法 (Die gemischte Methode) は、一名混合法と呼び、兩者の長所を利用して調べるのである。

物的方法は、國富を客觀的に物に就て捕捉したものである、通常各種の國富を貨幣額に換算し此が合計を示してゐる。

此方法の長所は、國富を其種類に應じて分類し得る點と、官公有私有の凡ての國富を悉皆網羅し得る點とに存してゐる。試に我國に於て從來行はれたる物的方法の實例を示すと、次の五種を得る事が出来る。

種類	日本銀行調査 <sup>9)</sup>		神戸博士修正 <sup>9)</sup>	
	明治三十八年 千円	明治四十三年 千円	明治四十三年 千円	明治四十三年 千円
土地	10,441,111	12,733,476	13,733,476	13,733,476
建築物	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
家具	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
製造工業機械	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
家畜及家禽	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
鐵道	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111

財産税と國富統計

第十四卷 (第一號 二二三) 二二三

9) 神戸博士: 國富統計 (理論經濟問題 528-531頁)

財産税と國富統計

第十四卷 (第一號 二三四) 二三四

電信電話	一、七、七〇、〇千円
汽車	一〇、〇千円
船舶	一、〇、〇千円
軍艦	一、〇、〇千円
水道	一、〇、〇千円
橋梁	一、〇、〇千円
港灣	一、〇、〇千円
商貨	一、〇、〇千円
金銀	一、〇、〇千円
雜貨	一、〇、〇千円
計	一、〇、〇千円
對外債權關係借越控除(△)	
實國富	
種類	明治三十七年
土地	一、〇、〇千円
鑛山	一、〇、〇千円
建築物	一、〇、〇千円
家財	一、〇、〇千円
金銀貨幣地金	一、〇、〇千円
家畜及家禽	一、〇、〇千円
船舶	一、〇、〇千円
水産品	一、〇、〇千円
電氣瓦斯水道軌道等	一、〇、〇千円

電信電話	一、七、七〇、〇千円
汽車	一〇、〇千円
船舶	一、〇、〇千円
軍艦	一、〇、〇千円
水道	一、〇、〇千円
橋梁	一、〇、〇千円
港灣	一、〇、〇千円
商貨	一、〇、〇千円
金銀	一、〇、〇千円
雜貨	一、〇、〇千円
計	一、〇、〇千円
對外債權關係借越控除(△)	
實國富	
種類	大正三年
土地	一、〇、〇千円
鑛山	一、〇、〇千円
建築物	一、〇、〇千円
家財	一、〇、〇千円
金銀貨幣地金	一、〇、〇千円
家畜及家禽	一、〇、〇千円
船舶	一、〇、〇千円
水産品	一、〇、〇千円
電氣瓦斯水道軌道等	一、〇、〇千円

電信電話	一、七、七〇、〇千円
汽車	一〇、〇千円
船舶	一、〇、〇千円
軍艦	一、〇、〇千円
水道	一、〇、〇千円
橋梁	一、〇、〇千円
港灣	一、〇、〇千円
商貨	一、〇、〇千円
金銀	一、〇、〇千円
雜貨	一、〇、〇千円
計	一、〇、〇千円
對外債權關係借越控除(△)	
實國富	
種類	大正八年
土地	一、〇、〇千円
鑛山	一、〇、〇千円
建築物	一、〇、〇千円
家財	一、〇、〇千円
金銀貨幣地金	一、〇、〇千円
家畜及家禽	一、〇、〇千円
船舶	一、〇、〇千円
水産品	一、〇、〇千円
電氣瓦斯水道軌道等	一、〇、〇千円

- 10) The National Wealth of Japan p.2.
- 11) Stamp: The Wealth and Income of the Chief Powers (Journal of the Royal Statistical Society. 1919. p. 489)
- 12) 國勢院: 前掲調査

會社銀行	六三、五七九	貯蓄銀行	六、〇〇〇	林產品	六、〇〇〇
商 品	九七、六四九	私設鐵道	六〇	工 產 品	二、〇〇〇、〇〇〇
鐵道電信電話	三三、四七七	計	三、八〇五、五五九	鑛 產 品	三、〇〇〇、〇〇〇
軍 艦	一〇、〇〇〇			輸 入 品	四、四〇〇、〇〇〇
計	三、七四〇、〇七九			海湖川及港灣	四、五〇〇、〇〇〇
外債差引(△)	△ 四、〇〇〇、〇〇〇			樹 木	四、五〇〇、〇〇〇
計	三、三三九、〇七九			製造工業器械	一、一〇一、〇〇〇
	三、三三九、〇七九			地方鐵道軌道及專用鐵道	一、一〇一、〇〇〇
				諸 車	一、一〇一、〇〇〇
				水 道	一、一〇一、〇〇〇
				橋 梁	一、一〇一、〇〇〇
				各省所有財產	一、一〇一、〇〇〇
				皇室財產	七、〇〇〇、〇〇〇
				其 他	七、〇〇〇、〇〇〇
				債權超過(十)	七、〇〇〇、〇〇〇
				國 富 總 額	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

此方法によると、我國の國富が如何なる種類より成つてゐるか、明となる、然し同時に我國の國富が各經濟主體の間に特に各私經濟の間に如何に分配せられてゐるかは、全く知るを得ないのである。又此統計が、官公私有の全部の富を盡してゐる事も確である、然し皇室財産、國有公共團體所有の富の金錢評價が果して正確なりや否やに至つては、斷言を憚るのである。即ち此方法の長所が同時に短所を示してゐると云ふ事が出来る。

物的方法を官有私有の全財産に施すに當り注意すべきは、國民經濟を限界として富を計算し脱漏重複の無き様にする事である。其結果、

一、外國人又は外國政府に對する債權はプラスに計算し、外國人又は外國政府よりの債務はマイナスに數へねばならぬ。

二、私有の富の内部に於て重複を避くる事は云ふ迄も無いが、同時に私有の富と公有の富との二重計算を防がねばならぬ、例へば公債、紙幣、補助貨等を私經濟にてプラスと數へる時には、其に應じたる富を公經濟に於てマイナスとするか、又は公經濟の富を凡て活かす代りに公債紙幣の類を私有財産より除去するか、何れかを採らねばならぬ。此一點が注意すべき事項である。

或は物的方法を、私人の富のみに限定し、之を施す事も出来る。私有財産の總額を其種類に應じて調べる際には、通常此方法を採用するのである。此場合公債、社債、補助貨等は別に顧慮する必要はないが、株式其他法人への投資、特權、得意の如きは、之が二重計算を避けねばならぬ、此等の富をプラスに計算するには、此に對應する金額をマイナスとして除去せねばならぬ。

要するに物的方法は物を見て人を見ない。富の存在は人に結合して始めて意味を生ずるものなるに、兩者を引離す點に缺陷が存するのである。尙國富の大宗たる私有財産の調査に就ても、遺憾の點が少くない、かくて人的方法が生れた。

人的方法は、國富を主觀的に其所屬者に就て調査する方法である。

此方法の長所は、國富を其所有者に就て量的に捕捉し、従つて國富の中私有財産に屬せるものを比較的正確に示す點に存してゐる。故に此が短所として、國富の質的分類が缺け、同時に私有公有全部を綜合したる統一的國富の計算が不充分となる虞がある。

人的方法は、私有財産を中心とするが故に、通常租稅統計を其材料としてゐる。Wagnerは間接消費稅、流通稅、收益稅の諸統計に迄考察を進めてゐるが、茲には其主なるもの即ち、所得稅によるものと、相續稅を基礎とするものと、財産稅による方法との三種に分ち説明を加える。

所得稅による方法は、<sup>13)</sup>所得稅の課稅物件たる所得金額を還元して、元本財産を推定するのである。一般所得稅を採用せる國と個別所得稅の國とにより、或は一定の乘數を用ひ又は種々の乘數によつてゐるが、原理は同じである、只財産の中には所得を生ぜざるものあり、所得を齎すも所得稅を免るゝあり、又所得の利廻を異にするあり、従つて財産還元の乘數を發見するに非常なる困難を伴ふのである。尙其齎す所得が小額なるが爲に所得稅を免除せらるゝ財産あるが故に、多少此點をも考慮する必要がある。

次に相續稅による方法を擧げる事が出来る。<sup>14)</sup>相續稅の課稅物件たる相續財産に、財産移動の平均年限の數を乘じ、國富を算定するのである。所得稅の課稅物件が所得なるに反し、相續稅の課

13) Wagner: a. a. O. S. 52-53

14) Giffen: op. cit., p. 346-348

15) Wagner: a. a. O. S. 53-55 Giffen: op. cit., p. 343-346

税物件は財産であるから、所得還元の手數は省ける譯であるが、尙種々の困難を免れないのである。第一に突發的事件の起る時、例へば大富豪の死せる場合の如き、其を如何に取扱ふべきか、相續税を免るゝ財産を如何に考慮すべきか等の問題がある。第二に一箇年の相續財産に乗する財産移動の平均年限を如何にして決すべきかの難問が伴ふ。財産移動の平均年限は普通平均壽命を基本として算定せられてゐる。然し平均壽命なるものの中には、相續者の平均壽命のみならず少年幼時に死亡せし者の夫れをも含むのであるから、之が修正にも骨が折れるのである。

かくの如く、所得税相續税による方法は、一得一失あり、何れも不完全の域を脱しない。茲に財産税による人的方法が生れて來たのである、此方法は各私經濟主體につき直接に其財産金額を調べるのであつて、謂はゞ財産の國勢調査とも名付くべき、正確なる方法である。私有財産の合計のみならず、其量の大小を財産所有者の一々につき計算する點に、獨特の長所が存してゐる、財産税の徴税费の大なるを統計費の一部と辯解する學者あるは、全く此意味に外ならぬ。余は、財産税による此人的方法に基き、貨幣價値の國富統計を作製せんとするのである。

人的方法は、所得税相續税による幼稚なる方法はもとより、財産税に基く進歩したる方法に於ても、或方面は物的方法に劣つてゐる。第一に私有財産を主とし官公有の富の調査を闕却せる事、第二に國富の量に基く分類を主とし質による分類を従とせる事が、其主なる缺點である、茲

に人的物的兩方法を折衷したる折衷方法が生れて來たのである。

折衷方法は二つの特色を有してゐる。

其範圍に於ては、公有私有兩財産を網羅する點に物的方法の長所を備えてゐる、而して私有財産の調査の不完全を人的方法にて補つてゐるのである。

次に國富の分類に就ては、物的方法が富の質のみを本位とせるに反し、各所有財産の量の大小をも考慮に入れてゐるのである。

余は、私有財産を中心としたる國富統計を作製せんとするものである。従つて人的方法特に財産税に基く方法を主とする事になるのは、當然の結果である。然し國富統計たる以上は更に公有財産にも手を伸ばさねばならぬ、又富の分配を顧慮すると共に、進んでは富の質による分類にも研究を及ぼす必要がある。茲に始めて、國富統計研究の理想が達せられる譯である。而も我國の實狀は到底此理想の實現を許さず、遺憾ながら、統計としては人的調査に満足し、廣義の國富統計に至つては僅に推計に止めねばならぬ。此意味に於て、余は財産税による人的方法を主とする折衷方法を採用したのである。然らば、財産税を國富統計に如何に應用すべきか。

## 第四 財産税の應用

財政經濟調査會では、我國の私有財産總額を算定し、其中法人に重複せる部分を控除し、差引き自然人の私有財産總額を調査した様である。Wagnerの所謂 Das Privatvermögen der physischen Personen は、我國に於ても計算せられた譯である。此調査は、財産税制定の前提條件たる財産税の課税物件の總額を明にしたものであつて、極めて重大なる意味を有してゐる。如何なる理由なりや、其内容が明にせられてないが、責任ある調査であるから定めし立派なものであらう、余は其調査の學問的價値に期待する所が多いのである。然し察する所、本調査は物的方法に基く計算に止まる、愈々財産税を實施するとなると、否遅くとも實施したる後に於ては、人的方法に基く私有財産調査が出来上る筈である。余が財産税を國富統計に利用せんとするのは、此二方法のうちの後のもの即ち人的方法を意味するのである。

財産税を國富統計に利用するには、豫め其調査方針を定めて置かねばならぬ、財産税により如何なる事項を調査すべきか、財産税による人的方法と云ふのは、私人の財産を中心として國富を調べ、此を貨幣價値に換算したものである。従つて此に應じた調査方法を採用せねばならぬ。説明の便宜上、私人の富を中心とする事と貨幣價値の統計たる事との二つの特徴を分ち、其より生ずる種々の調査事項を擧げる事とする。尙我國には一般所得税が設けられてゐるから、國富統計と國民所得統計との調和點をも明にして置く。

第一に私人の富を中心として調査する結果、

(イ) 私人の富が國富全體に占むる地位が問題となる、即ち數量的には私人の財産が國富總額、國有、皇室所有の財産に對して占むる割合如何、品質的には私有財産と其他の國富との内容の相異如何、動産は河れに多く、不動産は何れに少きかと云ふが如き事項を、調査せねばならぬ。是を所得稅統計と關連せしめ調査すると、更に有益なる結果を齎すのである。私有財産と他の國富とは、總額に於て何れが多く所得を齎すか、又同一性質の富にても、是を私人が所有する場合と然らざる場合とにより、何れが大なる所得を生ずるか、即ち私有財産と他の國富との間に於て、量質の差に基く資本化の程度如何等も考究すべき題目である。

(ロ) 次に私有財産其自體の内容が問題となる、私有財産が各私人に量的に如何に分配せられてゐるか、又質的に如何なる内容より成れるやを調べねばならぬ。これ Wagner の高調してゐる點である。<sup>16)</sup> 所得稅統計と比較すると、更に興味深き結果を得る事が出来る。財産分配の Pareto 線と所得分配の Pareto の關係、各種私有財産の利廻の差等の問題が此である。

第二に貨幣價値の統計たる結果として種々注意すべき點がある。

(イ) 貨幣其自體は別として、其以外の富は、之を貨幣價値に換算するに際し、何等かの人爲が加はるのである、此人爲的影響を避くる爲めに、國富を示すに、絶對數と共に相對數を併せ用ひ

或は一つの數字以外に上限と下限とを指示する事が必要である。かの Stamp が「錯誤の有り得べき範圍」の一〇%以下なるを第一等とし、一〇%乃至二〇%なるを第二等、二〇%乃至三〇%なるを第三等とし、各國の國富統計の信賴價值を明示したるが如き、一方法である。

(ロ) 又貨幣價值に換算する事に誤なしとするも、貨幣價值其者の變動に伴ひ、貨幣以外の國富は多少共に其影響を受くるのである、従つて國富の數量に變動なき際にも、貨幣價值の變動の爲めに、國富金額が影響せらるゝを免れない。故に國富を、固定分子たる貨幣と可變分子たる其他の富とに分ち、更に可變分子を敏性の動産と鈍性の不動産とに細分し、場合に應じて修正の必要を生ずるのである、平時と戦時とにより、景氣不景氣により、物價に變動を生ずる際の如き、特に注意を要するのである。

以上の方法を實施するに當り最も注意すべきは、同一機關が同一方法により詳細に調査する事である、財産税による國富統計の場合には稅務署が之に當る事となるが故に、一定方針を確立し統一的調査を試みる事が必要である。觀察に同質性あらば、觀察に伴ふ多少の偏倚は常に同一方向に作用するが故に、相對數其他の方法を採用して其缺點を救済する事が出来るのである。又質別量別に詳細の調査を試みて置けば、材料の分離統一が研究者の自由に出來るから、非常に好都合である。所得税にては累進稅率を採用し、所得金額の大小による種々の階段を設けてゐるが、財

産税に於ても同様に詳細なる量別を必要とする。比例税率として立案せられてゐる財産税に、所得税以上の多くの階段を設くる事は困難かも知れぬが、少くとも所得税と對應する階段を財産税の財産に設くべきである。又質別に於ても同様に細分の必要がある。

往々國富統計を以て、一國の經濟力を示す唯一標準に用ひてゐる論者がある。これ政治算術の亞流である、然し、漠然一國の經濟力を表示すると云つても何等意味をなさない、余は財産税による國富統計の齋す實益を、更に國民經濟上、社會上、財政上の三方面に分析したいのである。

國民經濟上にては、所得の資本化の程度如何、國民經濟が御料地中心時代にありや、又は私有財産中心時代に進めりや、商工業時代に屬するか、農業時代に止まれりやを數字的に明確にするのである。

社會上にては、有産者と無産者との割合如何、財産分配の金字塔と所得分配の金字塔との比較如何の問題も明にする事が出来る。

又財政上より見ても、其國の財政は確實なる財源の上に立てりや、固定的なりや、應變の餘地ありやの諸點、更に進んでは、財政收入の中租税が如何なる地位を占むべきか、又如何なる租税が財源の中心たるべきかの問題も、<sup>18)</sup>國富の内容を明にする事により、解決せられるのである。

以上は單に靜的に觀察したるに止まる、更に動的に觀察すると、時代が何れの方向に動きつゝありやを示す事が出来る。現に我國在來の國富統計に就ても此種の觀察を施す事が出来るのであ

1) Wagner: Finanzwissenschaft. II S. 219. 249.

る。例へば、國富總額に對し土地の占むる割合が——明治三十七年の五七%同三十八年の五八%より、明治四十三年の五五%又は五四%に、更に大正三年の四六%同八年の三三%に——逐年減少せるが如き、興味深き動的材料である。Giffenの言を借りて云へば、「我國に於ては土地の占むる割合減少す、これ我國民經濟が農業時代より商工業時代に推移せる事を暗示」<sup>19)</sup>してゐるのである。是は國民經濟上の問題であるが、他の方面に於ても同様の觀察を遂げる事が出来る。貧富の社會的懸隔は如何なる趨勢を辿りつゝありや、社會主義者の云ふが如き資本集中無産者貧窮の傾向が果して我國に於て存在せりや、社會問題其他の財政上の諸問題も凡て國富統計と關連する所が多いのである。

財産税により調査したる國富統計を、上述の方法により上述の目的に使用せんとするのが、余の主張である。

## 第五 結 論

國富統計が、最近に至り、研究室内の實驗に止まらず、更に實際家の仕事に發達したるは、顯著なる事實である。現に我國に於ても、國勢院の名に於て、推測的の國富統計が發表せられたるが如き、此間の消息を物語つてゐるのである。國富全般の統計は今暫く措き、少くとも私有財産の統計は我國に於て是非とも完成せしめたものである。蓋し財政上の主要問題たる財産税採否の如何も、課税物件たる私有財産が比較的完全に捕捉し得るや否やによつて決するからである。

學者の中には、國富統計を以て政治算術の亞流と目し無益有害なりと批評する人もある。不完

19) Giffen: op. cit., p. 355-356

全なる國富統計を金科玉條視せる我國に於ては、確に一見識たるを失はない。然し是は國富統計其者の罪にあらずして、過信する者の責任である、漠然たる調査を、漠然たる目的に利用せんとする無批判的態度の罪である。

國富の範圍、資料の確否を顧慮せずして、直に我が國富幾百億圓と斷言するが如きは確に、漠然たる調査である。余は此種の調査方法を棄て、研究に明確なる限界を施したい。先づ我國の私有財産を、財産税の材料により、稅務署なる統一機關を通じて調査するのである。而して捕捉の脱漏、貨幣價值見積及び貨幣の購買力變動より生ずる誤謬を補ふ爲めに、一方錯誤のあり得べき範圍を上下限にて示すと共に他方絕對數以外に相對數を與ふるが如き方法を採りたいのである。

國富統計の弊害は、一は之を過重するに出で、ゐる。即ち國富統計に附するに、餘りに漠然たる大目的を以てせるが故である。例へば國富統計を、國力を反影する唯一無二のものとなし、國富統計一本槍を以て、社會萬般の問題即ち軍備縮小問題をも賠償金問題をも又租稅負擔力の問題をも一舉に解決し去らんとするが如き、其適例である、余は國富統計の各種の調査材料を分析し、或者は國民經濟上の問題に應用し、或者は社會上の問題に用ひ、更に他の材料により財政上の問題の解決に資せんとするのである。

國富統計の調査方法を充分吟味し、確實なる材料を用ひて明確なる目的を達せんとするのが、余の意見である。政治算術の遊戲を排すると共に、國富統計絕對否定論にも與し得ない。

財産税制定は、恐らく時日の問題であらう。財産税實施と同時に貴重なる國富統計の材料が我等の手に入るのである。余は、單に財政學上の立場よりのみならず、更に財政學以外の重要な見地よりして、財産税の制定を希望するのである。